

青森県事務用共通封筒広告掲載事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、事務用共通封筒への広告掲載事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(広告媒体等)

第2条 広告媒体、広告スペース等については、事務用共通封筒広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）第3条第1項及び第2項並びに青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県の指名停止措置を受けている者又は県の指名停止の措置要件に該当する者に関する広告については、掲載を行わないものとする。

(広告掲載の方法)

第4条 広告の掲載は、広告主において広告を印刷した封筒（以下「封筒」という。）を作成し、県に寄附する方法により行うものとする。

(封筒寄附者の募集)

第5条 封筒の寄附を希望する者（以下「封筒寄附者」という。）の募集は、原則として県のホームページにより公募する方法により行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、青森県事務用共通封筒広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

(封筒受納の決定)

第6条 知事は、前条の募集に対する応募があったときは、第2条及び第3条の規定に基づき、応募の内容について審査し、関係部局からの意見を聴取し、封筒受納の可否を決定するものとする。

3 前項の決定に関して必要となる事項は、募集要項により定めるものとする。

(受納事務の所管)

第7条 封筒の受納に係る事務は出納局会計管理課が行う。

2 会計管理課長は、封筒の寄附を受けた場合は、財務規則第284条の2の規定により、封筒を使用する課に保管換えするものとする。

(封筒の使用中止等)

第8条 知事は、広告の内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、当該封筒の使用を中止し、残部がある場合は封筒寄附者の了解を受けず

に廃棄することができるものとする。

(封筒寄附者の責務)

第9条 封筒寄附者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 封筒寄附者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを、知事に対して保証するものとする。

3 封筒寄附者の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、封筒寄附者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は知事が別に定める。